

税務 税務課からのお知らせ

問 税務課 固定資産税係
☎476-1111(118)

◆固定資産税現地調査のお知らせ

町では、平成30年基準年度評価替えに向けた業務を業者に委託しており、業者の調査員が下記のとおり現地調査を行っております。調査員は街路や地域の利用状況をカメラで撮影したり、地域特性の情報収集に関して、住民の方への聞き取りを求める場合がありますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

なお、調査員は町の発行する『土地評価調査員証』を携帯・着用し調査員であることを明確にします。

調査委託業者	南九州鑑定株式会社
調査目的	平成30年基準年度評価替えに向けた各種資料、図面、データの作成
調査対象範囲	町内全域
調査予定期間	平成28年5月上旬～平成30年3月下旬
調査内容	<ul style="list-style-type: none"> • 街路の幅員、舗装、歩道、勾配、交通規制などの街路状況の調査 • 学校、スーパー、病院、銀行、郵便局、役場など公共施設等との接近の状況の調査 • 土地や建物の利用状況など家屋の疎密度、地域の熟成度、商業的形態の密度、立地形態などの調査

住民の皆さま方のご協力よろしくお願いいたします。

【お問い合わせ先】

<大崎町>

税務課 固定資産税係

☎099-476-1111 (内線118)

<調査実施業者>

南九州鑑定株式会社 固定資産評価専門部 (稲田・二見・益満)

☎099-223-1881

選挙 選挙管理委員会からのお知らせ

問 大崎町選挙管理委員会
☎476-1111(内線204)

◆公職選挙法の一部改正～18歳選挙権～ ～大切な一票です。棄権しないで投票しましょう～

平成27年6月19日に公職選挙法の一部を改正する法律が成立、交付され、選挙権年齢が20歳以上から**18歳以上に引き下げられる**ことになりました。

この法律は、交付の日から1年を経過した日から施行され、施行日以後初めて行われる国政選挙(衆議院議員総選挙または参議院議員通常選挙)公示日以後にその期日を公示または告示される選挙から適用されます。

平成28年に予定されている参議院議員通常選挙では、この法律が適用される見込みです。

詳細については、下記の総務省ホームページをご覧ください

- 総務省ホームページ(選挙権年齢引き下げに係る特設ホームページ)
<http://www.soumu.go.jp/18senkyo/>

